

仕様書

1. 件名 SOC サービス利用環境の整備および構築

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」）では日々、情報システムの監視およびそれらのセキュリティに関するインシデントやその疑いに対して適宜対応を行っている。対象となる情報システムは目的に応じてオンプレミス環境やクラウド環境で構築されており、さらに業務に応じて多様なサービスが稼働している。これらの情報システムにおけるインシデント等を検知するためには、多岐にわたる膨大なログを統合的に監視する必要がある。加えて、セキュリティ事象の検知や特定、一次対応を迅速かつ効率的に行うためには、不審な端末やユーザの検知、隔離、遮断といった作業を自動化する必要がある。

これらの課題を解消するため、本件では、複数の情報システムで発生するログ、アラート等の統合管理および横断的なセキュリティリスクの検知が可能とするためのSOCサービスが利用できる環境の整備および構築を行う。

3. 仕様

別紙「詳細仕様書」を参照のこと。

4. 納品物

下記を電子媒体または紙面にて提出すること。

- (ア) スケジュールおよび構築体制図（契約開始後速やかに提出）
- (イ) 設計書（基本設計および詳細設計書）
- (ウ) 課題管理表
- (エ) 成果報告書

5. 納入期日

2025年12月26日（木）

6. 納入場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 本部 情報基盤管理部 ITセキュリティ課
千葉県 千葉市 稲毛区 穴川 4-9-1

7. 必要な能力・資格等

受注者は、以下の要件を満たしていること。なお、認証や登録が有効な期間等がある場合

において本件の納期内に期限を迎える場合は更新の予定があることを示すこと。

- (ア) ISMS(ISO27001)の認証を取得又は同等以上の情報セキュリティ対策を実施していること。なお、ISMS(ISO27001)は、本業務内容及び本業務を実施する部門を対象として認証を取得していること。
- (イ) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマークを取得していること。
- (ウ) Microsoft Top Partner Engineer Award の受賞歴を有するエンジニア等、Microsoft 製品に高い専門性を持つ人材を有しており、同製品に関する技術的課題が発生した場合に迅速かつ的確なサポートを提供できる体制を有していることが望ましい。
- (エ) 日本国内において、24 時間 365 日のセキュリティ監視サービスを複数年にわたり現在まで継続して実施していること。
- (オ) 日本国内において、SIEM を活用した SOC 環境の構築実績を有すること。
- (カ) これまで日本国内の公共機関のシステム等のセキュリティ監視を実施した実績を複数有していることが望ましい。
- (キ) 受注者は自社内にセキュリティ業務を専門とする部署を有し、最新のサイバー攻撃手法や脅威動向の調査・分析を継続的に実施している実績を有していることが望ましい。
- (ク) 本件で連携する SOC サービスは IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が公開する「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」の「セキュリティ監視・運用サービス」に登録されていること。

8. 検査

「3. 仕様」を満たす作業および「4. 納品物」の納入の完了確認を以て合格とする。

9. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

10. その他

- (ア) 受注者は、QST の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (イ) 受注者は、本件で取得した QST の情報を、QST の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (ウ) 受注者は、本件で取得した QST の情報を、QST の許可なしに第三者に開示して

はならない。本件の終了後においても同様とする。

- (エ) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、QST が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- (オ) 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- (カ) 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに QST 担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- (キ) 受注者は、QST から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を QST からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- (ク) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、QST の許可無く QST 外部に持ち出してはならない。
- (ケ) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。
- (コ) 本件で作成された著作物(マニュアル、コンピュータプログラム等)の所有権は、QST に帰属するものとする。
- (サ) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を QST に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、QST に対しすべての責任を負うこと。
- (シ) 仕様書及び詳細仕様書に疑義が生じた場合は、QST 担当者との協議の上決定するものとする。

以上

(要求者) 本部 情報基盤管理部 ITセキュリティ課
長谷川 慎